

福井県報

号 外 第 68 号

令 和 6 年
12月13日(金)

火 曜 日 発 行

— 目 次 —

告 示

- 道路の区域の変更（４９９・道路保全課）…………… 1
- 道路の供用の開始（５００・同）…………… 1

告 示

福井県告示第４９９号

一般県道鯖江浅水線の下記区間において、道路復旧工事に伴う迂回路設置に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和６年１２月１３日から２０日間一般の縦覧に供する。

令和６年１２月１３日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区 間	幅 員 (単位： メートル)	延 長 (単位： メートル)
一般県道	鯖江浅水線	新	福井市徳尾町２０字木落８番から 鯖江市鳥羽町５６字滝 之前２３番２地先まで	8.8 ～ 20.1	70.9
		新	福井市徳尾町２０字木落８番から 鯖江市鳥羽町５６字滝 之前２３番２地先まで	8.8 ～ 20.1	70.9
		旧	福井市徳尾町２０字木落８番から 鯖江市鳥羽町５６字滝 之前２３番２地先まで	8.8 ～ 20.1	70.9

福井県告示第５００号

一般県道鯖江浅水線の下記区間において、道路復旧工事による迂回路設置の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和６年１２月１３日から２０日間一般の縦覧に供する。

令和６年１２月１３日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	鯖江浅水線	福井市徳尾町20字木落8番地先から鯖江市鳥羽町56字滝之前23番2まで	令和6年12月13日